

測量・建設コンサルタント業務等

競争入札参加資格申請の手引き

【令和4～6年定期審査用】

島根県津和野町

はじめに

令和4～6年度に津和野町が発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は島根県と県内14市町が共同運営を行なう「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。

1 申請の方法

申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。申請にあたっては、この手引きのほか下記の書類を熟読して下さい。

【この手引きの他に確認する書類】

- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）（以下、「手引き（共通編）」という）
- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）（以下、「手引き（操作マニュアル編）」という）
- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報・個別情報画面編）以下、「手引き（個別情報画面編）」という）

※紙申請については、システムによる申請が困難で、かつ、津和野町のみ申請する場合に受付します。あらかじめご連絡をお願いします。

2 申請書類の提出期間等について

令和3年12月1日（水）から令和4年 1月16日（日）まで

（※土日、祝日、12月29日から1月3日は除きます。）

※受付期間内に資格申請システムによる本登録及び津和野町独自添付書類の提出が完了していなければなりません。

郵便または信書便による場合は消印有効とします。それ以外の場合は期限内必着とします。

3 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、本手引きを熟読のうえ、申請項目の漏れや誤りがないよう注意してください。
- (2) 申請及び添付書類等に虚偽の記載等をしたときは、資格を取り消すことがあります。
- (3) 測量・建設コンサルタント業務等の申請については別表1の業種について受付します。資格申請システムにおいて希望する業種を選択してください。ただし、希望する業務の種類に対応した登録を受けていない業種については申請することができません。

- (4) 入札、契約についての権限を営業所等に委任する場合は、システムにおいて登録するとともに、別途津和野町へ委任状を送付してください。

4 申請資格について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 資格審査を希望する業種の種類に対応した登録を受けていること。
- ・測量業務・・・測量法第55条第1項の規定による登録
 - ・土木関係建設コンサルタント業務
建設コンサルタント登録規程第2条の規定による登録
 - ・建築関係業務・・・建築士法第23条第1項の規定による登録
 - ・地質調査業務・・・地質調査業者登録規程第2条の規定による登録
 - ・補償関係コンサルタント業務
補償コンサルタント登録規程第2条の規定による登録
 - ・その他の業務で営業に関し必要とされる登録
- (3) 町税の滞納がない者。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。

5 審査結果について

今回受付を行なった入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「設定完了メール」を送信しますので、メール及びシステムで設定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行なわなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

6 資格の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

7 添付書類の提出について

添付書類は、共通書類と個別書類があります。以下を確認のうえ提出してください。

(1) 共通審査添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行なう場合でも、1部提出してください。詳細は「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 個別添付書類

津和野町が個別に必要とする必要とする書類です。添付書類はA4サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ送付してください。

津和野町個別添付書類

| 番号 | 提出書類 | 備考 |
|----|----------------------|---|
| 1 | 個別添付書類送付票（津和野町） | 資格申請システムから出力されるもの |
| 2 | 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの | 資格申請システムから出力されるもの |
| 3 | 納税証明書（原本又は写し） | 町税の滞納がないことの証明 （申請日から3ヶ月以内のもの有効） （※納税義務がないものについては提出不要） |
| 4 | 委任状（任意様式） | ※入札及び契約に関する権限を支社長・営業所長等に委任する場合 |
| 5 | 業態調書（様式第3号） | 資本関係、親子会社関係調書 （関係する者がいない場合も、ない旨を記入し提出） |
| 6 | 測量等実績調書 | ※システムにおいてデータを添付できない場合 |
| 7 | 技術者経歴書 | ※システムにおいてデータを添付できない場合 |

8 添付書類の作成方法等について

（1）個別添付書類送付票（津和野町）

資格申請システムから出力された様式のチェック欄に、該当の書類が揃っていることを確認のうえ必要事項を記入してください。

（2）申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの

資格申請システムから出力されたものの写しを添付してください。

（3）町税納税証明書

町税について全税目滞納がないことを証明するもので、申請日から3ヶ月以内のものを提出してください。なお、津和野町において納税義務がない方は提出不要です。

（4）委任状

申請者が本社以外の営業所長等に入札契約権限を継続して委任する場合提出してください。

（5）業態調書

資本関係、親会社・子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当なし」と記載し、記名押印のうえ提出してください。

(6) 測量等実績調書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の管轄する地方整備局へ提出した現況報告書を提出してください。

(7) 技術者経歴書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の管轄する地方整備局へ提出した現況報告書を提出してください。

9 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町役場 総務財政課 入札契約担当

TEL : 0856-74-0028

FAX : 0856-74-0002

E-mail : soumu@town.tsuwano.lg.jp

別表1

| 業務の種類 | | 業務の種類 | | |
|-----------------|-----------|---------------|-----------------|--------------|
| 測量業務 | 測量一般 | | 土木関係建設コンサルタント業務 | 河川、砂防及び海岸・海洋 |
| | 地図の調整 | | | 港湾及び空港 |
| | 航空測量 | | | 電力土木 |
| 建築関係建設コンサルタント業務 | 建築一般 | | | 道路 |
| | 専 | 意匠 | | 鉄道 |
| | | 構造 | | 上水道及び工業用水道 |
| | | 冷暖房 | | 下水道 |
| | | 衛生 | | 農業土木 |
| | | 電気 | | 森林土木 |
| | 門 | 建築積算 | | 水産土木 |
| | | 機械設備積算 | | 廃棄物 |
| | | 電気設備積算 | | 造園 |
| | | 調査 | | 都市計画及び地方計画 |
| 地質調査 | | 地質 | | |
| 補償関係コンサルタント業務 | 土地調査 | 土質及び基礎 | | |
| | 土地評価 | 鋼構造及びコンクリート | | |
| | 物件 | トンネル | | |
| | 機械工作物 | 施工計画、施工設備及び積算 | | |
| | 営業補償・特殊補償 | 建設環境 | | |
| | 事業損失 | 機械 | | |
| | 補償関連 | 電気電子 | | |
| | 総合補償 | その他 | | |